

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 10 月 1 日 東京法務局立川出張所 登記官 神 山 智

記

- 1 手続番号
第 0128-2025-50021 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
武蔵村山市三ツ木三丁目 74 番 19